



2019年8月14日

各 位

会 社 名 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 内 山 茂 樹  
(コード番号：6615 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長  
仙 波 陽 平  
(TEL. 048-724-0001)

2020年3月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2020年3月期第1四半期報告書（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

2. 延長前の提出期限

2019年8月14日（水）

3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年9月13日（金）

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2019年7月24日付「当社の中国連結子会社における不適切な会計処理の可能性の判明に関するお知らせ」および同年8月7日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、中国連結子会社において、不適切な処理があったことが判明いたしました。外部専門家である監査法人および税理士法人による調査の結果、以下のとお

り、中国における連結子会社において、2011年3月期から不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明し、当社は、社外の専門家のみで構成される外部調査委員会を設置することといたしました。

内容	純資産への影響額	期間
原価の過少計上	2,627 百万円	2011年3月期以降
棚卸資産の過大評価	423 百万円	2016年3月期以降
架空売上の計上	76 百万円	2016年3月期以降
合計	3,126 百万円	

なお、上記の他にも金額の確定に至っていない不適切な会計処理の存在が確認されております。

外部調査委員会その他調査関係者との協議の結果、事案の規模、内容に鑑み、2011年3月期まで遡った資料等の精査や海外拠点での関係者のヒアリング、類似事象の存否等の調査が必要であるとの結論に至り、当該調査のために相応の期間を要することとなりました。このような状況下、全容解明、四半期報告書の作成および調査結果により必要となる過年度有価証券報告書等の訂正作業並びにそれらに関する追加的な監査手続の実施時期を考慮すると、本来の提出期限である2019年8月14日に2020年3月期第1四半期報告書を提出し得ず、やむなく提出期限の延長申請を行うことといたしました。

当社は、外部調査委員会の調査結果を踏まえて、2019年9月13日までにEY新日本有限責任監査法人によるレビュー手続を受け、当該四半期報告書を提出する予定です。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

なお、外部調査委員会の調査報告書を本年9月12日までに受領予定であり、受領後は速やかにお知らせ致します。

今回の事象が当社の業績に及ぼす影響につきましては、現在のところ明らかになっておりませんが、把握でき次第速やかに開示致します。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ  
 管理本部 広報 IR 部 塩月／安坂 TEL : 048-724-0001